

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和6年度 第3回松坂城跡整備検討委員会
2. 開催日時	令和7年3月17日(月) 午後1時30分から午後4時30分
3. 開催場所	松阪市教育委員会事務局2階教育委員会室・松坂城跡
4. 出席者氏名	別紙のとおり
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	なし
7. 担当	松阪市殿町1340番地1 松阪市産業文化部文化課 担当者：寺嶋 電話 0598-53-4393 FAX 0598-22-0003 e-mail <a href="mailto:bun.div@city.matsusaka.mie.jp">bun.div@city.matsusaka.mie.jp</a>

### 報告事項

- (1) 前回の協議内容の確認について
- (2) 令和6年度事業について

### 協議事項

- (1) 来訪者の安全確保について
- (2) 令和7年度事業について

### 現地確認・指導

### 議事録要約

別紙

令和6年度 第3回松坂城跡整備検討委員会 出席者名簿

日時：令和7年3月17日(月)午後1時30分から

場所：松阪市教育委員会事務局2階教育委員会室・松坂城跡

(敬称略)

区分	氏名	所属等	備考
委員長	千田 嘉博	奈良大学特別教授・名古屋市立大学教授	城郭史
副委員長	門 暉代司	松阪市文化財保護審議会会長代理	文献史
委員	河北 秀実	元三重県埋蔵文化財センター所長	考古学
	小澤 毅	三重大学人文学部特任教授	考古学
	西形 達明	関西大学名誉教授、関西地盤環境研究センター顧問	土木工学

区分	所属等	氏名
オブザーバー	三重県埋蔵文化財センター所長	穂積 裕昌
	三重県教育委員会社会教育・文化財保護課	水橋 公恵
	蒲生氏郷公顕彰会会長	高島 信彦
	松坂城跡を守る会会長	山田大路 信久

区分	所属等	役職	氏名
関係部局	松阪市建設部都市計画課	都市計画課長	大島 威
	// // // 景観係	景観係長	山崎 晃司
	// // 土木課	土木課長	宇田 寛之
	// // //	公園担当主幹兼公園係長	鈴木 清史
	// // // 公園係	係員	北端 大地
	// // // //	//	田端 萌乃

区分	所属等	役職	氏名
事務局	松阪市産業文化部	産業文化部長	川村 浩稔
	// //	文化担当参事兼文化課長	松葉 和也
	// // 文化課	文化財担当主幹	寺嶋 昭洋
	// // //	文化財担当主幹兼文化財係長	小川 可奈子
	// // // 文化財係	主任	村山 賢一
	// // // //	係員	森 ひかる
	// // // //	係員	小川 敬子
	// // // 文化財センター	係員	木野本 和之

欠席者：内田 和伸委員

傍聴者：2名

# 令和6年度 第3回 松坂城跡整備検討委員会 議 事 録（要約）

日時：令和7年3月17日(月)午後1時30分から

場所：松阪市教育委員会事務局2階教育委員会室・松坂城跡

## ■事項書1. 開会

※欠席：内田委員

## ■事項書2. あいさつ

## ■事項書3. 報告事項

事 務 局：(1)前回の協議内容の確認について【資料1】の説明

事 務 局：(2)令和6年度事業について【資料2】の説明

事 務 局：▼石垣動態調査について【資料2-1の説明】

石垣No.126の変状の説明をし、ロープによる立入り制限を行ったこと、動きがあればトン土嚢でおさえる応急措置を行う旨を説明。

事 務 局：▼樹木の伐採・剪定について【資料2-2】の説明

事 務 局：▼発掘調査について【資料2-3】の説明

委 員：建物礎石が検出されたということで、その広がりを確認していくのが今後、課題の1つになります。

事 務 局：成果はできる限り整備に活かしたいと考えますので、もう少し実態がわかるようにして進めるべきかと思っています。

委 員：城絵図で太鼓櫓の近くに何か細長くあった気がするのですが、それは確認されましたか。

事 務 局：絵図にある「風呂屋」のことかと思いますが、今回のトレンチはそこまで届いていないと思います。もう1つは月見櫓付近に多聞とは別の細長い建物が1つ表現されています。本丸下段地区の中心には何の記載もなく、今回は全く想定外のところから礎石が出てきたので、その絵図ができる前に何か建物があったのかもしれないと考えています。

委員 長：月見櫓から遠見櫓側の間に多間の石列がみつき、今回も同じ構造の遺構がみつかった、と。実は、この多間櫓が特徴的で、同様の構造としては「姫路城の西の丸の多間櫓」や「熊本城の平櫓」、図で見ると「熊本城の宇土櫓と小天守の間の多間状の建築物」といったいくつかのタイプ別で類例があります。松坂城の多間櫓をどう理解するかですが、うまく整備できれば特色がでて良いと思います。

それから、金の間櫓の方へ上がる石段が以前から城郭構造として不自然に感じていましたが、今回の礎石の発見は何かヒントになると思いました。1つの可能性としては、本丸上段へあがるルートは、実はきたい丸経由で、本丸下段は限られた人しか入れないエリアであったということです。絵図の風呂屋の表記も内向きな意味合いを感じます。池の縁石ではないかという報告もありましたが、接待の空間があったかもしれません。そうすると金の間櫓の中には本当に金の間があって、といったイメージを抱きました。ただ、先ほどご指摘があったように、史跡の中の発掘調査は何か整備目途であったり、保存のためのやむを得ない状況をチェックするためのということであったり、計画との関わりが大事だと思います。

委員：動物園舎の議論があったと思いますが、松坂城に限らず、廃絶してから指定を受けるまでの間にどういう使われ方をしてきたかわからないケースが多く見受けられます。普段から資料があれば手に入れておくことが大事かと思えます。

委員：かつてそのような松坂城跡の資料がないか探したことがありますが、古い写真くらいしかなく、かなり難しいと思います。

#### ■事項書4. 協議事項

事務局：▼来訪者の安全確保について【資料3の説明】

- ・石垣No.227・228(本居宣長旧宅と本居宣長記念館の途中に位置している通路付近の石垣)で、気になる動態調査結果が出ている。
- ・石垣保存技術協議会の技能会員に現地確認を依頼、直ちに崩落するといったレベルではないとの見立て。
- ・動態調査のポイントを増やし、確認頻度を増やしている。新たに異常を確認した場合は、立ち入り制限等の必要な対策を講じる。
- ・令和8年度にこの石垣の修理にむけた実施設計を始めるという計画になっていたが、計画の繰り上げが必要ではないかと考えている。

コンサル：(石垣、No.227とNo.228の計測結果について説明)

委員 長：この場所はすでに網をかけて、大きな変動があっても動線に石が落下して、見学者に被害が及ぶことがないように防護対策をしているところです。極めて緊急性が高いということではないということですが、今までの計測では、初めての動きを示し

ているという報告でした。

委員：この傾向が継続するとすれば、cmオーダーを超えて何か変状が出てくる気がします。安定か不安定かは別問題でわかりません。希望としては、早期にもう1回次の計測データを見たいです。危険かどうかの判断は難しい問題ですが、やはり継続的に動いていることが明確になれば少し危険だと判断せざるを得ないと思います。一方で、隅角部近くと同じ位置から石垣両面を見ているということで、機械位置が前回と少し誤差があったとしましょう。その影響というのは、1つは機械の位置から離れれば離れるほど大きくなるということ。もう1つは動く方向によって片方が近づき、片方が離れる、といった状況が発生します。

コンサル：おっしゃる通りで、その可能性もありますが、そうでない可能性もありますので、計測結果をそのまま事務局へ報告しました。

委員：結果を見ると、石垣が回転するような動きになっているので、測量誤差の可能性が頭をよぎりました。いずれにしても次の計測で同じようなことが起こった場合は何らかの措置をした方が良い気がします。

オブザーバー：石垣にネットがかかっていますが、お客さんがよく通るので、何かの時に揺られて危険はありませんか。

委員長：ネットには石垣崩落を止める力はありませんが、逃げる時間を稼ぐ効果を期待してネットを敷設しています。

オブザーバー：どれくらい動いたら危ないのですか。

委員：断言しづらいですが、他の城で定めている基準を参考にすると目安を1cmとしているところがいくつかあります。

オブザーバー：全国に石垣はたくさんあると思いますが、他所の石垣もみんな動いているんですか。

委員：私が経験した中で問題となるような大きな動きがあったのは1か所だけです。解体して分かったのですが、先に発生した地震により下の石が全部割れたことによる変動でした。

今回の場合は地震ということでもないですね。そうすると雨しか考えられないのですが、それほど強烈な雨も降っていない。事務局から電話をいただいた時には、原因はわかりませんが、できるだけ石垣天端から水を入れないようにした方が良いのではないかと申し上げたのですが。天端に置いてあるジャカゴ等の関係もあって、シートを被せてしまうと逆に水が溜まり、上手く水の処理ができないだろうという

ことでした。

委員 長：次回の計測結果が重要です。とりあえず網をかけているので、すぐに人命に関わるということは防げると思いますが、同様の変動が続いているということであれば、看過できません。元より、将来的に積み直しが必要だろうという要注意の地点ではありましたが、従来の計画を変更して早めに対策をとる必要があるかもしれません。特にここは松坂城跡を理解する上でも、本居宣長記念館や旧宅との関わりでも重要で、絶対的な安全を確保しなければいけない石垣と位置付けられますので、従来の計画を見直して、速やかに対応できるよう計画を変更するのが良いのではないかと思いますがいかがですか。

委員：前倒しにするとしたらやはり4月の結果を待ってからではなくて、速やかに措置を講じていただくのが一番だと思います。

オブザーバー：緊急なことであれば、速やかに国へ計画変更を提出して、来年度中にやれることはやっておくことも必要かと思います。その場合、県としても市と早急に文化庁と協議をという形を考えています。

委員 長：特別史跡の本居宣長旧宅も近いので心配です。  
それではまだ最終的な石垣の評価は尽くしておりませんが、このような状況です。新年度に速やかに対応できるよう、委員会としてはNo. 227・228の石垣の保全措置あるいは基礎的な調査を次年度に優先して盛り込むという形に計画変更するというところでお願いします。

オブザーバー：市民病院前の対処の仕方は協議されていますか。

事務局：そこも石垣修理の対象になっている石垣で、動態調査の結果を参考にいずれかの時にはしかるべき修理方法を検討し、ご指導をいただいて対応していくことになるかと考えています。

委員 長：松坂城の場合は病院前の二ノ丸東側地区の石垣の対策はご指摘の通り非常に大事なところ。また、二ノ丸西側や裏門の方の高い石垣に沿って道路があって、道路の反対側も家が建っている状況です。以前に積み直した石垣ですが伝統工法による石積で、新しい近代工法を取り入れていません。あれだけの高さで道路との距離が確保できていないということ言うと、もし大きな地震がくれば道路が使用できなくなる、あるいは家に影響するといったことはあり得ると思います。新しい基準で安全対策をしている他事例では網をかける対策をしているところもありますが、全国のほとんどの城ではやっていないのが実状です。  
実際に網をかけるとなると、外周の石垣が全部網で覆われてしまうことになって、

相当史跡景観に与える影響が大きく、それをどう考えるかが課題です。

いずれにしても、ご指摘がありました道路あるいは民地と近接している高石垣の保全策がどうあるべきかということは、簡単には決められません。観測結果をみて異状があれば対応しようというところまでは決めています、それについてはまた別途議論をしていくということにしたいと思います。今日のところは石垣No.227・228について対策を急ぐということになります。

**事務局：▼令和7年度事業について【資料4】の説明**

---

- ・令和7年度事業案の内、委員会で承認済みで市の単独費で行うものはそのまま実施する予定。
- ・石垣No.227・228の修理は大部分が文化庁の補助事業で、速やかに計画変更の手続きを進めていきたく、変更の内容や方向性を固めていく必要がある。

委員長：実際に工事をする時には石垣No.227・228周辺が通行できなくなるのは確実と思いますが、動線について考えはありますか。

事務局：仮設の迂回路を設置できないかと考えていますが、実現可能か現地確認の上で検討が必要です。

オブザーバー：令和7年度事業については異存ありませんので進めていただいたらよいのですが、私からは支障木の伐採・剪定について一言。松坂城跡の案内をする際に、お城の形が見えるようになってきて非常に喜んでます。それから、今回立ち入り制限を始めた石垣No.126ですが、しばらく立ち入れなくなるのでしょうか。

委員長：No.126の石垣もさらに動いているということがわかれば、案外と早期に修理することになるかもしれません。令和7年度はNo.227・228・No.229への対応を検討しておいた方が良さだろうということで、当初計画の変更を委員会でお認めしたということにしたいと思います。

～ 計画の変更に承認を得たため追加資料配付 ～

**コンサル：▼【追加資料の説明】**

---

- ・まず石垣測量範囲の検討が必要となる。
- ・石垣No.228の出隅部分の変形箇所を起点に解体範囲を想定。ただし、No.227と229に少し孕み出した箇所があり、そこの取扱い次第で解体範囲が大きく広がる。
- ・広めに測量する必要があると考えている。
- ・No.229の割れ石が進行していないか観察のため、ゲージを追加設置した。
- ・速やかに解体工事に着手するために、令和7年度に可能な限り準備を進めたいと考えるが、準備工として現状で以下の3つを想定。

- ①各種施設の付け替え、一時撤去（サインや板塀の部分的な撤去・移設）
- ②支障木の剪定・移植・伐採（ウメの移植や石垣天端の伐採）
- ③迂回路の設置（工事中の見学動線）

オブザーバー：「割れ」とありますが、割れの原因が異常荷重によるものだとしたら、この解体範囲案で良いのですか。

委員 長：石と石の接点に荷重がかかった可能性はあります。解体範囲などを決める段階では、文化庁の診断基準も参考に判定してということになると思いますが、今はとりあえず測量の範囲などを決めるときに、少なくとも解体範囲だけでなく変形箇所、割れ石も含んだ範囲で設定しておかないといけないということです。

委員 長：石垣勾配の検討のために左右多めに測量しておいて欲しいです。それからこれまでの資料でも検討可能ですが、段彩図があると分かりやすいと思います。またコンクリート屋根の取扱いの問題や、修理後も現状のルートを主要動線とするなら、伝統工法だけで石垣を積み直すことはおそらくできないと思います。迂回路を仮設ではなくて、主要動線とすることができれば、純粋な伝統工法で直せるかもしれません。

委員：コンクリート製の通路ですが、景観的に相応しいのか。また何年先になるかわかりませんが記念館の移転計画もあり、将来的なことを考えると撤去した方が良いのではないかと思います。もう1つは仮設動線ですが、この案ではかなりの急勾配になると思います。

コンサル：折り返し階段で40段くらい必要かもしれませんし、遺構に影響なく設置できるのか今の段階で把握できていません。

委員 長：仮設・本設は別として、迂回路を設置するということになると石垣No.410～413などの安定性を評価しておかないといけません。それから遺構面を確認する発掘を行い、遺構を守るために置く形の基礎ということになると思います。次年度ここの遺構面を確認するまでの調査は必要で、結果によっては迂回路の設計ができない可能性があります。あと上部のきたい丸のところに梅林がありますが、No.227・228・229を解体すると、相当石を置く場所が必要となり、ここに石置き場を設定するしかないと思います。

事務局：急なことでもあるので、現状把握はまだまだこれからです。この後で現地の方も見ていただきながらご指導いただければと思います。

委員：石垣動態調査結果が正しく、孕み出しもあるということであれば、入隅の方が変化としては大きく、解体範囲が本当にこれで良いのかということにもなってきます。

委員 長：範囲がNo. 226にかかってきますね。No. 228も大規模な解体となりそうなので、天端の曲輪面の発掘も必要で相当大規模な作業となります。いずれにしても手元の資料ではこの辺りまで解体が必要ではないかということで、基本的には現案をお認めするというところでよろしいでしょうか。

委員：No. 227・228の隅角部に近いところの解体は、なるべく最小限にすべきではないかと思えます。できればもう少し解体範囲を狭めることも、ご検討いただければと思います。

委員 長：本日解体範囲を決めるわけではないですが、解体範囲は可能な限り少なくして、本物を残して修理していくというのが本筋だと思いますので、これについては詳細な計測結果や測量ができてから解体範囲を改めて確認していきたいと思えます。

## ■事項書5. その他

### 事務局：▼その他

本日ご欠席の内田委員ですが、ご本人から申し出がありまして、今年度をもちまして松坂城跡の検討委員をご退任されることになりました。

～ トイレ休憩・現地移動 ～

## ■事項書6. 現地確認・指導

### ■伐採樹木確認

#### ■石垣No. 228

各 委 員：石垣各所の変状部分を確認・指摘

#### ■解体範囲について

コン サ ル：解体範囲案を図面に赤線で引かせていただきました。こちら辺も少し出ているところはありますが、No. 227の左下部が少しむくんでいるので、これを許容するのかどうかで大きな違いです。ここを取るのであれば上の方まで上がっていきまし、残置すると判断できるのであれば図のようにもっていきたいと思っています。

#### ■基準勾配について

委 員 長：どこかで基準勾配の議論ができるようにデータがとれば良いのですが。測量範囲は広めに。

#### ■石垣No. 416等

委 員 長：工事範囲を広げてしまうこととなりますが、No. 227・228側を直しても通路の反対側

No.416側も問題です。

委員：予備診断の段階でダメですよ、石畳タイプの石垣で、そこにきて反対側の築石がありません。

委員長：完全に浮いている石や控えが無い築石もありそう。この石垣が崩れてきたら離隔が取れませんし、通路が狭いので逃げられないですよ。No.414・415の方は一体どうなっているのか。

委員：No.414側にも石垣があったんですが、本居宣長記念館を建てるためにそれも全て解体しているようです。

委員長：こうなってくるとNo.227側だけ測量すれば良いという訳ではなさそうですね。No.414は向きも変ですよ。もしかしたら下端を掘ったら根石が残っているかもしれませんね。

#### ■迂回路について(1)

---

コンサル：ここが資料で示した場所で、位置的には理想的ですが、調査がまだですし、そもそも先ほどの話でも危険性が指摘されているので。

委員長：ここは駄目ですよ。築石が撤去されて栗石が露出、向こう側の築石も背中が見えるといったすごい状態です。この位置に迂回路を設置するには、まずこの場所の安定化が必須です。No.412の方はどうなっていましたか。

#### ■石垣No.412

---

委員長：No.412の穴は排水口ですか、石の抜けですか。

コンサル：上部の石を意識的に支えていますから抜けではないと思いますが、どこからきているのかはわかりません。

委員長：今まで何度も来ていますが全然注目していませんでした。

#### ■石垣No.410・421

---

委員：No.410の石垣面と内側のNo.421等は、旧宅移設に伴い改変しています。旧宅とNo.421の間は、旧宅のあった魚町の道幅に合わせるように石垣を積み直しています。

委員長：ここはまたすごい高低差ですし、旧宅から記念館の間の旧枡形を通ってくるルートは、両側とも逃げ場がないので、そのまま通路に利用するのは相当きついですし。

事務局：課題ばかりですね。

委員長：少なくともNo.400番台の石垣も測量範囲に入れないと話が進みません。No.200番台を処置しても結局こっち側を何とかしないと史跡の通路としても使えないのが現状ですね。そうするとこっち側です。あれを直しにいかうと思ったら、栗石がむき出しになっていて、こっちが斜面になっていて裾だけ2段になってとても勾配の立った直角の石垣があるといった状況では。

事務局：来年度は測量だけで終わってしまいそうですね。しかし、必要なことを1つずつ終えていくしかないですから。

## ■迂回路について(2)

---

委員長：本当はあちらに仮設通路を寄せたいところですが、危険なので寄せなさそうですね。設置するならNo.410のもっと右でないとどうにもならない。しかしこの落差ですらで現実的ではないし。

コンサル：旧宅や記念館が将来的に移転するとなっているので、そこまで大規模なことができるのかどうか。

事務局：迂回路に関しては、ここまでのご指摘を踏まえると、石垣のひどい状態とこの比高差とでかなり困難なものだと感じました。旧宅の見学だけであれば、かなり不便をかけることにはなりますが、山門側に回り込めば不可能ではありません。

委員：一般のお客さんが工事エリアを通行するのはできないと思いますが、記念館の旧宅管理上の問題がでてくるとはと思いますが、どう考えますか。

委員長：お客さんを通すというのは相当難しいですが、管理動線としてはあり得るのではないですか。

事務局：可能と考えます。しかし、想像以上に困難な作業となると今回よくわかりました。

委員：崩落する前に着手できると、前向きに考えましょう。

委員長：特別史跡本居宣長旧宅と石垣の間に堤防というか、バリアとなるコンクリートウォールやジャカゴなどを設置した方が良いですか。

委員：あの高石垣が壊れてきたのを防ごうと思ったらよほど高いものを作るか、あるいは壁を離すか。離す距離の考え方は石垣の天端から30度の線を引っ張って、そこが崩落ラインだと考えれば、ここに塀を建てるなら何mと計算され、距離を取れば低く

済む。そういう考え方です。今、間隔を見せてもらおうと塀は守れず、建物がギリギリかど。本気で受け止めるとなるとかなり剛性の高い、強度の大きいもの。落ちてくるとどうしても落ちてきたときの石のエネルギーだとか色々な力を入れるので、受ける方はどんどん大規模なものになっていきます。

委員 長：最近文化庁の予算、補助金の状況を見ていると、要求額通りにいただけないことが多いので、優先度を主張していただいてお願いして下さい。

委員：文化庁に耐震マニュアルがあると思いますが、当初は石垣の安定性をどう評価するかというためのものでした。しかし、最近はその評価をもとに観光客の安全をどう守るかということを中心としてくれ、というものになってきています。そこで、すぐに石垣に手を入れるのではなく、まずは石垣と見学者の離隔の方法を考えるようにというスタイルになってきています。

## ■事項書7. 閉会